（証券コード　4718）

株式会社　早稲田アカデミー

第43回
定時株主総会招集ご通知

日　時

平成29年６月28日（水曜日）午前10時

場　所

東京都新宿区戸塚町一丁目104番地19
リーガロイヤルホテル東京 3階「ロイヤルホールⅡ」

目　次

第43回定時株主総会招集ご通知　1

[提供書面]
- 事業報告　2
- 連結計算書類　24
- 計算書類　27
- 監査報告　30

[株主総会参考書類]
- 第１号議案 剰余金の配当の件　34
- 第２号議案 定款一部変更の件　35
- 第３号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件　43
- 第４号議案 監査等委員である取締役３名選任の件　45
- 第５号議案 補欠の監査等委員である取締役１名選任の件　47
- 第６号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件　48
- 第７号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件　48
- 第８号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件　49

証券コード　4718
平成29年６月９日

株　主　各　位

東京都豊島区池袋二丁目53番７号
株式会社　早稲田アカデミー
代表取締役社長　古　田　信　也

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、株主総会の前日の営業時間終了時までに（平成29年６月27日（火曜日）午後６時までに）到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月28日（水曜日）午前10時
２．場　　所　東京都新宿区戸塚町一丁目104番地19
リーガロイヤルホテル東京　３階　「ロイヤルホールⅡ」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項　１．第43期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第43期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第８号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

以　上

１．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
２．法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次の事項につきましてはインターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.waseda-ac.co.jp/ir/date/notification.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。
　①連結計算書類の連結注記表　②計算書類の個別注記表
したがいまして、本招集ご通知提供書面は、監査役及び監査役会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
３．株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.waseda-ac.co.jp/ir/date/notification.html）に掲載させていただきます。

提供書面

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

（全般的概況）

当連結会計年度における我が国経済は、政府や日銀による継続的な経済政策・金融緩和策を背景に、企業収益や雇用・所得情勢に改善の動きが見られ、穏やかな景気回復基調が続いたものの、米国新政権の経済政策や英国のＥＵ離脱による影響等、海外経済の不確実性は依然として高く、先行きは不透明な状況が続きました。

学習塾業界におきましては、少子化に伴い市場規模が頭打ちになる中で、同業社間の生徒獲得競争は激化しており、収益拡大への取り組みとして、大学入試制度改革・小学校における英語教科化の実施を見据えた対応や、ＩＣＴを活用した学習支援サービスの開発等が一層活発化しております。

このような経営環境の下、当社グループ（当社及び連結子会社。以下同じ。）におきましては、成績向上と志望校合格により顧客満足度をより高めるため、授業及び進学指導の品質向上と付帯サービスの充実に努めてまいりました。また、中長期的な収益拡大と合格実績伸長に向けて、非受験学年の生徒獲得に繋がる施策に取り組んでまいりました。

当社におきましては、平成28年４月に新設した「英語研究課」を中心に、大学入試・学校教育制度改革を見据えた新たな英語教育プログラムの開発と、英語教師の育成システム構築への取り組みを本格的に開始いたしました。本年１月には新ブランドとなる「多読英語教室 English ENGINE 南大沢」を開校し、想定を上回るお申込みをいただき、好調なスタートをきっております。

また、経営の重要課題である人材の育成と活用に資する制度構築を目的とした人事報酬制度改革プロジェクトを推進するとともに、次期基幹システムの開発を進めてまいりました。経営効率の改善に向けては、各種経費削減に注力するとともに、校舎運営体制の効率化と事務管理業務を中心とした業務フローの改善に取り組み、一定の成果を上げることができました。

連結子会社である株式会社野田学園につきましては、生徒・保護者に満足いただける高品質な受験指導の提供と、当社大学受験部門との連携を活かした特別講座の運営に取り組んだ結果、

国公立・私立大医学部の合格者数が大きく伸長いたしました。また、新入生集客及び夏期・冬期合宿の受講生獲得に注力するとともに、費用統制に努めた結果、増収増益を達成することができました。

平成27年８月に連結子会社となった株式会社水戸アカデミーにつきましては、志望校合格に直結するきめ細かい指導と当社の難関校受験対策カリキュラムを活用した講座に注力し、県立水戸第一高校をはじめとする難関校への合格実績を伸長させるとともに、収益面でも堅調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は20,685百万円（前期比2.5％増）、営業利益1,068百万円（前期比4.8％増）、経常利益1,074百万円（前期比5.6％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は679百万円（前期比16.3％増）となりました。

（セグメント別概況）

イ．教育関連事業

当事業におきましては、学力向上と志望校合格に繋がる質の高い授業を提供するために、教務力向上を目的とした指導マニュアルの整備や研修映像コンテンツの制作及び活用を推進し、従業員研修の強化に努めました。加えて進学情報のタイムリーな提供や保護者会の充実等、顧客ニーズに適ったサービスを全校舎統一的に提供できる体制作りに努めるとともに、家庭学習コンテンツをはじめＩＣＴを活用したサービスの拡充にも取り組んでまいりました。当社グループのブランド力を支える合格実績につきましては、男女御三家中学において当社過去最高数となる385名の合格者を輩出したのをはじめ、多くの難関校で合格実績を伸長させることが出来ました。

集客面では、ブランドイメージの向上と新たな顧客層を開拓するために、訴求内容やコンセプトを刷新したＴＶ－ＣＭの放映、ブランドムービーの配信等インターネットを活用した広告、ターミナル駅を中心とした大型交通広告の掲出など、メディアミックスによる宣伝活動とホームページの充実を図った結果、第３四半期以降、問合せ者数が前年を大幅に上回って推移いたしました。

校舎展開としましては、９月に、中学受験の最高峰を目指す生徒を対象とした“最難関中学受験専門塾”「ＳＰＩＣＡ（スピカ）自由が丘校」、１月に中学受験専門の集団指導校舎「武蔵浦和校」、新ブランドとなる「多読英語教室　English ENGINE 南大沢」、３月に小中学生対象の集団指導校舎「菊名校」を新規出校しました。また、「早稲田アカデミー個別進学館川越校」を１月より当社直営校としたほか、将来に向けての市場性等を検討し大学受験部門の「サクセス18所沢校」を２月末で閉鎖した結果、当連結会計年度末の校舎数は、グルー

プ合計で157校（当社153校、株式会社野田学園２校、株式会社水戸アカデミー２校）となりました。

期中平均塾生数につきましては、小学部15,312人（前期比4.0％増）、中学部13,965人（前期比1.6％増）、高校部3,105人（前期比2.6％減）、合計で32,382人（前期比2.3％増）となり、低学年集客に特に注力してきた小学部が大きく伸長し、全体を牽引いたしました。

以上の結果、教育関連事業の売上高は20,628百万円（前期比2.5％増）、セグメント利益3,435百万円（前期比4.1％増）となりました。

ロ．不動産賃貸

当事業におきましては、賃貸物件の稼働率向上と有効活用により売上高の伸長に努めましたが、物件のメンテナンス費用の増加により、売上高116百万円（前期比7.2％増）、セグメント利益20百万円（前期比2.8％減）となりました。

（セグメント別売上高と塾生数の状況）

報告セグメント別・品目	当連結会計年度 （自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日）		
	生徒数（人）	金額（百万円）	前期比増減額 （百万円）
教育関連事業	32,382	20,628	＋493
小学部	(15,312)	(9,784)	＋321
中学部	(13,965)	(8,602)	＋181
高校部	(3,105)	(2,140)	△17
その他	－	(100)	＋8
不動産賃貸	－	116	＋7
合計	32,382	20,744	＋501

（注）１．セグメント間の取引については、相殺消去しておりません。
２．生徒数は、期中平均の在籍人数を記載しております。
３．（ ）内は教育関連事業の内数を表しております。

売上高構成（連結）

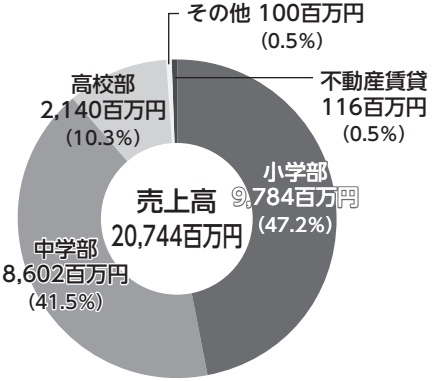

※（ ）内は構成比を表しております。
セグメント間の取引は相殺消去しておりません。

期中平均塾生数（連結／単位：人）

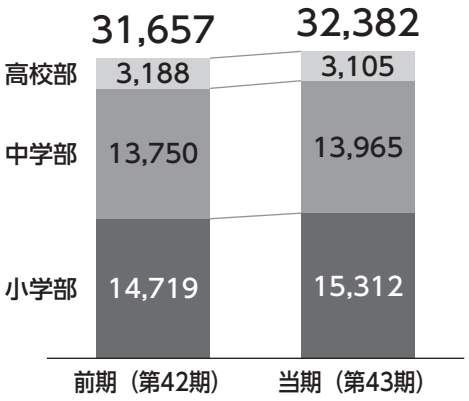

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は718百万円（賃貸借契約に基づく敷金及び保証金の差入を含む。）であり、その主なものは、以下のとおりであります。

イ．当連結会計年度中の新規出校校舎等

当社：武蔵浦和校、菊名校、ＳＰＩＣＡ自由が丘校、English ENGINE 南大沢教室
上記の他、平成29年１月より早稲田アカデミー個別進学館川越校を当社直営校としております。

ロ．当連結会計年度中に実施した設備の取得または改修等

当社：既存校の建物附属設備の取得及び社内システムの整備のための支出

ハ．当連結会計年度中に閉鎖した設備

当社：サクセス18所沢校

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、社債の発行及び長期借入れによる資金調達は行っておりません。

なお、当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座貸越契約を、また当期の安定資金を確保し財務基盤の強化を図るため、取引銀行７行と分割実行可能期間付シンジケートローン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、1,600百万円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 40 期 (平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで)	第 41 期 (平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで)	第 42 期 (平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで)	第 43 期 (平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで)
売上高(百万円)	18,573	19,443	20,190	20,685
経常利益(百万円)	688	732	1,017	1,074
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	291	420	584	679
１株当たり当期純利益（円）	35.53	50.86	70.24	81.56
純資産(百万円)	5,954	6,185	6,549	7,040
総資産(百万円)	11,008	11,724	12,187	12,576
１株当たり純資産（円）	723.63	745.75	785.81	844.71

（注）１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、また、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。なお、第40期から第42期の自己株式については、従業員持株ＥＳＯＰ信託口が保有する自己株式を含めて算出しております。

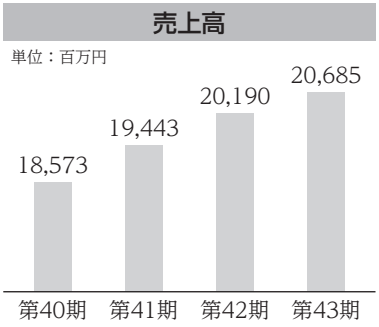

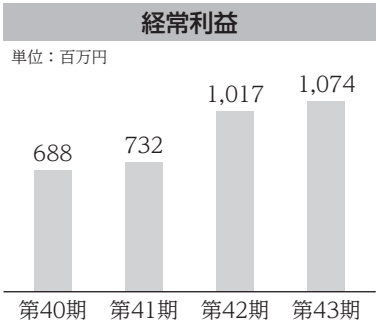

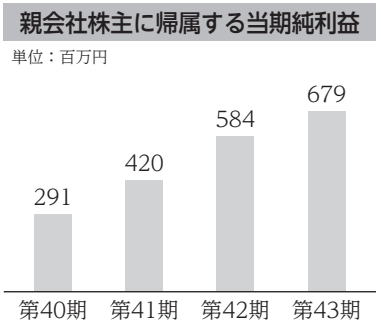

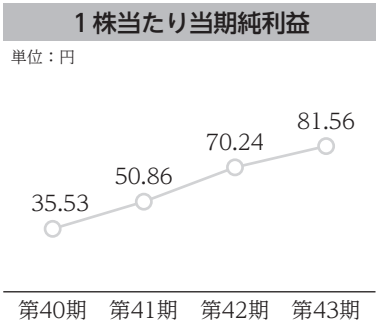

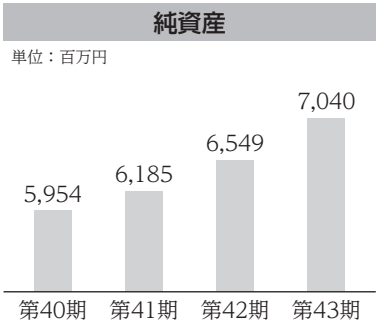

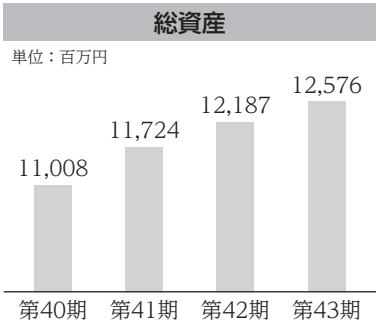

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社野田学園	40百万円	100.0%	高卒生及び高校生対象の大学受験予備校
株式会社水戸アカデミー	10百万円	100.0%	小学生及び中学生対象の進学塾

(注)当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

⑷ 対処すべき課題

少子化の進行という厳しい経営環境の中で、学習塾業界におきましても企業間の淘汰と寡占化が進行しつつあります。他方で、大学入試制度改革を始めとした様々な教育制度改革が推し進められる中、民間教育に期待される役割も高まっております。

そのような中、当社グループにおきましては、進学塾としてNo.1ブランドに成長することを目標に、「難関校への合格実績による差別化の加速」「指導品質と成果による顧客満足度の向上」「新たな事業領域の開拓と新規ビジネスの創出」に取り組み、業容拡大を図ってまいります。

以上の方針に基づき、既存事業の強化と新規事業の創出・発展に向け、以下の課題に取り組んでまいります。

・人材の採用と育成及び活用
・指導ツール及び指導システムの改善によるサービスの品質向上
・難関中学、高校、大学への合格実績伸長
・小、中学部卒塾生の大学受験部門への継続率向上
・ＩＣＴ活用による顧客サービス向上と業務の効率化推進
・業務フロー及び営業体制見直しによる経営効率の改善

当社グループを取り巻く経営環境は、依然として厳しい状況ではありますが、今後も、更に企業価値を向上させるべく、役職員一同、社業の発展に努めてまいる所存です。

株主の皆様におかれましては、引き続き、一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

⑸ 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

当社の企業集団は、当社と、当社の100％出資子会社である株式会社野田学園及び株式会社水戸アカデミーの３社で構成されており、教育関連事業、不動産賃貸を主たる事業としております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは、次のとおりであります。

① 教育関連事業

当社が、主に小学１年生から高校３年生までを対象とした進学学習指導を行うほか、年長生以上を対象とした英語教育、進学学習指導業務で培ったノウハウを活用した社会人対象の教育研修、自社で開発した教育コンテンツの外部販売等を行っております。進学学習指導業務につきましては、首都圏で校舎展開を行っており、全て直営方式で運営しております。

株式会社野田学園は、「野田クルゼ」の名称で、高校生及び高卒生を対象とした医歯薬系専門の大学受験予備校を運営しております。

株式会社水戸アカデミーは、「水戸アカデミー」の名称で、茨城県内で小・中学生を対象とした進学学習指導を行っております。

② 不動産賃貸

当社が、自社保有の住居用・事業用不動産物件を一般顧客に賃貸するとともに、株式会社野田学園に対して、校舎物件の一部を転貸しております。

⑹ **主要な事業所**（平成29年３月31日現在）

① 当社

イ．本社　　東京都豊島区池袋二丁目53番７号

ロ．校舎

ブランド	校舎数	都道府県別内訳
早稲田アカデミー （小・中学生対象／集団指導校舎）	111	東京都58校 埼玉県20校 神奈川県19校 千葉県13校 茨城県１校
ＥｘｉＶ（エクシブ） （小・中学生対象／難関中高受験専門塾 集団指導校舎）	5	東京都４校 神奈川県１校
ＳＰＩＣＡ（スピカ） （小学生対象／最難関中学受験専門塾）	1	東京都１校
国研（くにけん） （小５～６生・中学生対象／都立高受験専門塾 集団指導校舎）	1	東京都１校
Ｓｕｃｃｅｓｓ（サクセス）１８ （中・高校生対象／大学受験専門塾 集団指導校舎）	11	東京都７校 埼玉県２校 神奈川県２校
ＭＹＳＴＡ（マイスタ） （小・中・高校生・高卒生対象／個別指導教室）	12	東京都９校 埼玉県１校 千葉県２校
早稲田アカデミー個別進学館 （小・中・高校生・高卒生対象／難関校受験対応個別指導校舎）	11	東京都６校 埼玉県２校 神奈川県２校 千葉県１校
早稲田アカデミー English ENGINE （小・中学生対象／多読英語教室）	1	東京都１校

※大学受験専門塾「Ｓｕｃｃｅｓｓ（サクセス）１８」は、平成29年４月１日よりブランド名が「大学受験部」に変更されております。

② 子会社

株式会社野田学園

本社・本校・現役校 東京都千代田区神田駿河台二丁目８番

株式会社水戸アカデミー

本社 東京都豊島区池袋二丁目53番７号

水戸本部校・日立校

⑺ 使用人の状況（平成29年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

セグメント区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
教育関連事業	841（3,483）名	△11（+144）名
不動産賃貸	－（－）名	－（－）名
合計	841（3,483）名	△11（+144）名

（注）１．使用人数は就業員数であり、臨時雇用者（時間講師、パート事務、契約社員及び派遣社員）数は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．上記教育関連事業に記載の人員のほか、連結子会社である株式会社野田学園におきまして、業務委託契約により授業を担当している講師が32名（当連結会計年度の平均）おります。

３．不動産賃貸に係る業務は、教育関連事業に属する従業員が担当しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
825（3,426）名	△12（+133）名	36.4歳	8.04年

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者（時間講師、パート事務、契約社員及び派遣社員）数は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ 主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	70百万円
株式会社りそな銀行	46

（注）当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座貸越契約を、また当期の安定資金を確保し財務基盤の強化を図るため、取引銀行７行と分割実行可能期間付シンジケートローン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、1,600百万円であります。

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**
該当事項はありません。

❷ 会社の株式の状況（平成29年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 30,000,000株
⑵ **発行済株式の総数** 8,334,976株
⑶ **株主数** 7,071名
⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
株式会社ナガセ	1,508,800株	18.10%
英進館株式会社	857,200株	10.28%
須野田珠美	764,300株	9.16%
福山産業株式会社	582,000株	6.98%
株式会社明光ネットワークジャパン	416,700株	4.99%
早稲田アカデミー従業員持株会	378,500株	4.54%
株式会社学研ホールディングス	263,200株	3.15%
中国開発株式会社	236,000株	2.83%
株式会社進学会	228,100株	2.73%
有限会社平井興産	201,900株	2.42%

（注）持株比率は、自己株式（133株）を控除して計算しております。

❸ 新株予約権等の状況

⑴ **当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況**
該当事項はありません。

⑵ **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**
該当事項はありません。

4 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	古田　信也	
専務取締役	河野　陽子	管理本部長兼総務部長
常務取締役	山本　豊	運営本部長
取締役	伊藤　誠	大学受験部長 株式会社野田学園代表取締役社長
取締役	川又　政治	
常勤監査役	山口　芳郎	
常勤監査役	遠藤　忠雄	
監査役	小山　剛史	小山公認会計士事務所所長 有限会社小山経営コンサルティング代表取締役
監査役	原口　昌之	原口総合法律事務所代表 ＭＲＴ株式会社社外監査役

（注）１．取締役 川又政治氏は社外取締役であります。
２．常勤監査役 山口芳郎氏、監査役 小山剛史氏及び監査役 原口昌之氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役 山口芳郎氏は、長年、他社において、財務・経理部門担当取締役として企業経営と経理実務に携わってきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
常勤監査役 遠藤忠雄氏は、長年、他社や当社において財務・経理部門の責任者として経理実務に携わってきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役 小山剛史氏は公認会計士並びに税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役 原口昌之氏は弁護士並びに公認会計士の資格を有しており、企業法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は社外取締役及び社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．当事業年度末日後の取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
山本　豊	常務取締役運営本部長	常務取締役 運営本部長兼運営部長	平成29年４月１日
伊藤　誠	取締役大学受験部長	取締役教務本部長 兼高校受験部長 教育事業本部管掌	平成29年４月１日

⑵ 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
瀧本　司	平成28年６月28日	任期満了	取締役相談役
坪井　慎一	平成28年６月28日	任期満了	取締役 株式会社水戸アカデミー 代表取締役社長

⑶ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める限度額となっております。

⑷ 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額
取締役	7名	111百万円
（うち社外取締役）	(1)	(4)
監査役	4	20
（うち社外監査役）	(3)	(12)
合計	11	132
（うち社外役員）	(4)	(16)

（注）１．当社は、使用人兼務取締役に対する使用人分給与を支払っておりません。
２．上記には、平成28年６月28日開催の第42回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役２名を含んでおります。
３．取締役の報酬限度額は、平成12年６月29日開催の第26回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
４．監査役の報酬限度額は、平成15年６月27日開催の第29回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

② 社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑸ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
監査役 小山剛史氏は、小山公認会計士事務所所長及び有限会社小山経営コンサルティングの代表取締役を兼務しております。なお、当社と当該兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役 原口昌之氏は、原口総合法律事務所代表及びＭＲＴ株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と当該兼職先との間には特別な関係はありません。

② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況
・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（18回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役　川又　政治	18回	100.0%	－	－
監査役　山口　芳郎	18回	100.0%	13回	100.0%
監査役　小山　剛史	18回	100.0%	13回	100.0%
監査役　原口　昌之	18回	100.0%	13回	100.0%

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

・取締役会及び監査役会における発言状況

イ．取締役 川又政治氏は、主に他社における経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、企業経営並びに内部管理の見地から必要に応じ発言を行っております。

ロ．監査役 山口芳郎氏は、主に他社における財務・経理部門担当取締役としての経験及び知見に基づき、企業経営並びに内部管理の見地から必要に応じ発言を行っております。

ハ．監査役 小山剛史氏は、主に公認会計士の経験及び知見に基づき、企業会計の専門的見地から必要に応じ発言を行っております。

ニ．監査役 原口昌之氏は、主に弁護士、公認会計士の経験及び知見に基づき、企業法務並びに企業会計の専門的見地から必要に応じ発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	36百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠、並びに当事業年度の会計監査人の監査計画の内容及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第１項及び同条第２項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

①処分対象　新日本有限責任監査法人

②処分内容　平成28年１月１日から平成28年３月31日までの３か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

③処分理由　・社員の過失による虚偽証明
・監査法人の運営が著しく不当

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴ 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役及び使用人は、社会規範及び倫理を尊重するとともに、法令及び定款を遵守し職務を執行する。

ロ．取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、定期的に職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視、監督する。取締役の職務の執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受けるものとする。

ハ．当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき、業務執行部門から独立した立場で継続的に内部統制システムの整備・運用状況についての内部監査を行い、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、取締役及び監査役に適宜報告する。

ニ．取締役及び使用人の職務の執行に係る法令遵守上疑義のある行為等について、内部通報制度を構築・運用し、不祥事の早期発見及び未然防止に努める。使用人の法令または定款違反行為については社長が、役員の法令または定款違反行為については取締役会が、それぞれ具体的な処分を決定する。

ホ．反社会的勢力の排除に関しては、その基本方針・排除体制・対応方法を「反社会的勢力排除対応マニュアル」に定め、反社会的勢力を排除するための体制を構築するとともに、不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で対応する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び当社子会社の取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制

イ．取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の記録、保存及び管理状況について、監査役の監査を受けるものとする。

ハ．当社子会社の取締役等は、必要に応じ当社の取締役会に出席し、会社の状況を報告する。また、取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関し、当社の関係会社管理規程に基づき、報告体制を整備する。当該報告資料は、当社の取締役及び監査役が常時閲覧できるものとする。

③ 当社及び当社子会社の損失の危機の管理に関する体制

イ．取締役会は、当社または当社子会社の経営に対するあらゆる損失の危機に対処すべく、予め想定されるリスクの把握を行い、危機発生時に必要な対応方針と体制を整備し、損失を最小限度にとどめる。会社の経営リスクに対して、適切かつ継続的なリスク管理を行うと

ともに、常に適切に運用されるよう継続的に改善を図る。
ロ．取締役は、担当職務の執行に必要な経営リスクの把握、分析及び評価を行い、取締役会等に対して、重要な経営判断資料として提供する。部署長は、担当職務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析及び評価を行った上で、適切な対策を実施するとともに、係るリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。
ハ．不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置または対応責任者を定め、迅速な対応による損失拡大の防止に努めるものとする。

④　当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ．各取締役の職務は、取締役会決議その他の社内規程に基づき決定される。これら規程は、法令の改廃、職務執行の効率化その他により、随時見直すべきものとする。
ロ．取締役の職務の執行が効果的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を少なくとも月１回開催するものとする。取締役会で決議する重要な事項は、経営の効率化に資するよう、経営会議等において事前に協議を行い、取締役会で執行決定を行う。
ハ．取締役は、経営理念の下に策定された中期経営計画及び年度収支予算の達成に向けて職務を遂行する。また、各事業部門の業績と改善策は、取締役会において報告され審議されるものとする。

⑤　当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ．当社及び当社子会社は、社会規範及び倫理を尊重するとともに、法令及び定款を遵守する。また、当社と当社子会社間における取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
ロ．当社子会社は、当社との連携・情報共有を密に保ちつつ、自社の規模、事業の性質その他企業個性及び特性を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備することを基本とする。当社子会社の規程類は、当社の規程類に準じて整備されるべきものとする。
ハ．当社は関係会社管理規程を定め、当社子会社の経営管理を行うものとする。当社及び子会社各社の取締役は、適切な内部統制システムの整備が行えるよう、意見交換し相互に協力するものとする。
ニ．当社及び当社子会社の内部統制に関する監督部署を当社内部監査室とし、当社及び当社子会社の内部監査を定期的に実施することとあわせて、当社及び当社子会社を対象とした監査を包括的に実施することで、当社及び当社子会社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
ホ．当社の監査役は、子会社の監査役と連携して当社子会社の業務執行状況を監査し、当社及び当社子会社の連結経営に対応したグループ全体の業務の適正を監視、監督する。また、実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び内部監査室との緊密な連携等、的確な体制を構築する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務が適切に行われるよう、適時に対応するものとする。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ．前号の使用人を置くこととなった場合には、当該使用人の指揮命令権は監査役が有し、また、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒については、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

ロ．前号の使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

⑧ 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から通報を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．当社の取締役は、職務の執行に関する法令違反、定款違反または不正行為の事実、若しくは当社または当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときには、直ちに当社の監査役に報告するものとする。

ロ．当社子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から通報を受けた者は、職務の執行に関する法令違反、定款違反または不正行為の事実、若しくは当社または当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときには、直ちに内部監査室を通じて当社の監査役に報告するものとする。

ハ．取締役は、担当職務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項について取締役会等の重要会議において報告を行い、監査役は、当該会議体に出席し、職務の遂行に関する報告を受けることができる。

ニ．当社の監査役は、当社の内部監査室と定期的に会合を開催し、必要に応じて取締役及び使用人等に対し報告を求めることができる。取締役及び使用人は、監査役から職務の執行に関する事項の説明を求められた場合には、迅速かつ的確に当該事項についての報告を行うものとする。

⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

イ．監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、担当部

署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことが明らかな場合を除き、所定の手続きにより当該費用または債務を処理する。

ロ．監査役の職務の執行について生ずる費用等を弁済するため、毎年一定の予算を設ける。

⑪　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．当社の監査役の半数以上は社外監査役とし、監査の独立性、実効性を高めるとともに、対外透明性を担保する。

ロ．監査役は、取締役会に出席して必要に応じ意見を述べるほか、取締役等から職務執行状況を聴取し、当社の各部署及び当社子会社の職務及び財産の状況調査を行い、また、監査上の重要課題等について取締役と意見交換を行う。監査役が重要な会議への出席を求めた場合、これを尊重する。

ハ．監査役は、内部監査室、会計監査人、当社子会社の監査役との定期的な情報交換を行い、連携して当社及び当社子会社の監査の実効性を確保するものとする。また、監査役は、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができる。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記「業務の適正を確保するための体制」に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

①　取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

・当事業年度においては、定例取締役会12回及び各決算期末及び臨時に開催した取締役会6回（合計18回）を開催し、取締役の職務執行の適正性を確保するとともに、当社と利害関係を有しない社外取締役が毎回出席をし、取締役の職務執行の状況を監督しております。
取締役会においては、取締役会規程並びに法令及び定款の定めに基づき、経営上の重要事項の審議・決議を行い、定例取締役会においては毎月、各取締役から職務執行状況を報告しております。

・内部監査については、内部監査規程に基づき、監査役及び会計監査人とも連携を図り、本社全部署及び57校の総合監査並びに個人情報保護監査、IT監査を実施いたしました。

・社外取締役及び常勤監査役は取締役会に加え、経営会議等の重要会議に出席するとともに、必要に応じて業務執行取締役及び使用人から職務執行状況を聴取し、経営監督機能の強化及び向上を図ってまいりました。

・反社会的勢力を排除するため、「反社会的勢力排除対応マニュアル」に基づき、本社総務部が中心となって体制を整備するとともに、社内啓蒙に努めました。

②　コンプライアンス強化に向けての取り組みについて

・全従業員が法令を遵守して職務を執行するために、社内研修やマニュアル等により教育・周知を行うとともに、入社時・管理職登用時には、階層に応じて必要なコンプライアンスに関

する知識習得のための研修を実施しております。
・個人情報保護については、「個人情報保護対策チーム」が主導して継続的に研修及び指導を行うとともに、内部監査室と連携して、各部署における個人情報の管理状態をチェックし、必要に応じて指導を行いました。

③　企業集団の業務の適正を確保するための体制について
・子会社の経営管理につきましては「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行の重要度に応じて、当社取締役会の決裁を受ける体制を整備するとともに、当社取締役会にて、子会社取締役を兼務する取締役より子会社各社の業務執行状況の報告を受けております。
また、内部監査室は、子会社に対する監査を実施し、グループ経営に対応したモニタリングを実施しております。
・関係会社管理の主管部署である経営企画室が中心となり、各子会社の経営状態を適時把握するとともに、当社の定例取締役会において状況報告を行いました。

④　監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
・常勤監査役は取締役会・経営会議等の重要会議への出席、稟議書等の決裁書類や業務執行に関する重要書類の閲覧、必要に応じ取締役及び使用人からの職務執行状況の聴取等を行い、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。
・監査役は内部監査室及び会計監査人と定期的にミーティングを実施し、情報交換と連携を図っております。

7 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項）は次のとおりであります。

①　当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大量買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。又、最終的には株式の大量買付行為に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大量買付行為の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性をもたらすなど、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に資するとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な時間や情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような行為に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大量買付者との交渉などを行う必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、前記①の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、当社が行ってきた以下の施策を引き続き実施してまいります。

イ．当社の企業価値の源泉

当社は、昭和51年に「早稲田大学院生塾」として発足して以来、教育理念として「本気でやる子を育てる」、経営理念として「目標に向かって真剣に取り組む人間の創造」を一貫して掲げ、自分たちの力で日本一の学習塾になろうとの目標のもと、学習塾としての原点を見失うことなく、「成績向上と志望校合格」という生徒・保護者の期待とニーズに応えることを最優先に、質の高い授業の提供に努めております。

そして、当社の企業価値は、教育理念、経営理念、従業員と経営陣の信頼関係に基礎をおく組織力、組織力を生み出す企業文化、多くの利害関係者との間の信頼関係、その他の有形無形の財産に源泉を有するものであります。

当社が、かかる教育理念・経営理念に基づいて、顧客や従業員への貢献を実現すれば、自ずとコーポレートビジョンが実現され、業績向上を通じて、広い意味で社会への貢献を実現できるとともに、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくことができるものと考えております。

ロ．企業価値向上への取組み

当社のコア事業は進学塾経営であり、その事業運営においては「本気でやる子を育てる」という教育理念に基づき、単に志望校に合格することだけを目的とするのではなく、受験勉強を通じて、「自らの力で考え、困難を乗り越えていける子供を育てる」ことを基本方針としてまいりました。

当社としては、このような基本方針のもと、当社の企業価値を向上させるため、学習塾事業に関する経営戦略を策定し、それを推進しております。更に、経営組織として磐石な収益基盤を確立し、企業価値の最大化を目指していくために、学習塾事業で獲得したノウハウや教育コンテンツ等を活用した新たな事業領域の開拓に、積極的に取り組んでまいります。

ハ．コーポレート・ガバナンスについて

当社は、時代のニーズと経営環境の変化に迅速に対応することができ、かつ健全で効率的な経営組織の構築を目指しております。同時に、経営の透明性・客観性を高め、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する組織と、正確でタイムリーな情報開示を行い得る体制作りを目指していきたいと考えております。

これまで当社は、この基本方針に基づき、内部統制システムを整備し、ガバナンスが有効に機能する体制作りに努めてまいりました。今後も、当社は、株主の皆様、顧客の皆様（生徒・卒業生及びその保護者）、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーの皆様からの信頼を一層高めるべく、法令・ルールの遵守を徹底し、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に努め、企業としての社会的責任を果たしてまいります。

ニ．業績に応じた株主の皆様に対する利益還元

当社は多数のステークホルダーの皆様にご支持いただくことが当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくための重要な要素であると考えております。中でも株主の皆様への利益還元を強化していくことは重要な経営課題のひとつと認識し、今後も、安定的な経営基盤の確立と株主資本利益率の向上に努めるとともに、株主の皆様への利益還元を更に強化するべく経営努力を継続してまいります。

③　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成21年５月29日開催の取締役会において、「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」という。）の導入を決議し、平成27年6月26日開催の当社第41回定時株主総会において、株主の皆様に、本プランの継続をご承認いただきました。

本プランは、大量買付者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大量買付者との交渉の機会を確保することを目的としております。そして、大量買付者が本プランにおいて定められる手続に従うことなく大量買付行為を行う場合や、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行う場合であっても、当社取締役会が当該大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、その買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する大量買付行為であると認められる場合に、当社取締役会によって対抗措置が講じられる可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対して警告を行うものであります。

本プランの対象となる当社株式の大量買付行為とは、買付け等の結果、a.当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計又はb.当社の株券等の公開買付者が所有し又は所有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計のいずれかが20％以上となる者（当該買付け等の前にa.又はb.のいずれかが20％以上である者を含む。）による買付け等又は買付け等の提案としております。

本プランにおける対抗措置は、原則として、株主の皆様に対し、大量買付者及びその関係者による権利行使が認められないとの行使条件並びに当社が当該大量買付者及びその関係者以外の者から当社株式と引換に新株予約権を取得する旨の取得条項等を付すことが予定される新株予約権の無償割当てを実施するものとなっております。

本プランにおいては、対抗措置の発動又は不発動について取締役会の恣意的判断を排除するため、当社取締役会が、取締役会から独立した委員のみから構成される「独立委員会」の判断を最大限尊重して、対抗措置の発動又は不発動を決定することとしております。又、独立委員会が対抗措置の発動に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨を勧告した場合、又は独立委員会への諮問後であっても、当社取締役会が株主総会の開催に要する時間的余裕等の諸般の事情を勘案した上で、善管注意義務に照らして、株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主の皆様の意思を確認するための株主総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かの判断を、株主の皆様に行っていただきます。

なお、本プランの有効期間は平成30年３月期に関する定時株主総会の終結の時までとされております。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとしております。

④　前記取組みが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことについての取締役会の判断及びその理由

前記②に記載の取組みは、当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、前記①の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、又、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

又、前記③に記載の取組みは、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、又、当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されるものであり、会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

更に、本プランは、

・買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること
・株主意思を重視していること
・独立性の高い社外者（独立委員会）の判断を重視していること
・合理的な客観的要件が設定されていること
・独立した地位にある専門家の助言を取得できること
・デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

等の理由から、前記①に記載の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、又、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

（注）１．本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、比率（持株比率を除く。）の表示については、四捨五入を行っております。
２．本事業報告に記載の金額には、消費税等を含んでおりません。
３．本事業報告における数値・情報は、特に記載のない場合、当事業年度末現在のものであります。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**4,122,410**	**流動負債**	**3,225,158**
現金及び預金	2,265,737	支払手形及び買掛金	205,072
営業未収入金	1,131,795	一年内返済予定の長期借入金	98,000
商品及び製品	51,911	未払金	407,632
原材料及び貯蔵品	19,762	未払費用	727,017
前払費用	413,807	未払法人税等	395,246
繰延税金資産	227,568	未払消費税等	129,045
その他	28,199	リース債務	161,197
貸倒引当金	△16,371	前受金	574,588
固定資産	**8,453,704**	賞与引当金	482,522
有形固定資産	**4,662,088**	その他	44,836
建物及び構築物	2,438,051	**固定負債**	**2,310,395**
土地	1,667,661	長期借入金	18,000
リース資産	405,796	リース債務	289,138
建設仮勘定	13,473	退職給付に係る負債	885,323
その他	137,106	資産除去債務	1,084,133
無形固定資産	**466,916**	その他	33,799
ソフトウエア	98,120	**負債合計**	**5,535,554**
ソフトウエア仮勘定	187,060	**（純資産の部）**	
のれん	79,407	**株主資本**	**6,910,530**
その他	102,327	**資本金**	**968,749**
投資その他の資産	**3,324,699**	**資本剰余金**	**917,698**
投資有価証券	830,813	**利益剰余金**	**5,024,185**
繰延税金資産	290,363	**自己株式**	**△102**
差入保証金	2,135,789	**その他の包括利益累計額**	**130,029**
その他	82,931	その他有価証券評価差額金	198,663
貸倒引当金	△15,198	退職給付に係る調整累計額	△68,633
資産合計	**12,576,115**	**純資産合計**	**7,040,560**
		負債・純資産合計	**12,576,115**

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**20,685,404**
売上原価		**15,001,022**
売上総利益		**5,684,382**
販売費及び一般管理費		**4,616,350**
営業利益		**1,068,031**
営業外収益		
受取利息	3,115	
受取配当金	19,753	
受取保険料	3,766	
自動販売機収入	1,783	
広告掲載料	10,216	
その他	7,061	45,695
営業外費用		
支払利息	13,928	
固定資産除却損	17,673	
その他	7,470	39,072
経常利益		**1,074,654**
特別損失		
減損損失	11,275	11,275
税金等調整前当期純利益		**1,063,378**
法人税、住民税及び事業税	468,748	
法人税等調整額	△85,154	383,594
当期純利益		**679,784**
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		**679,784**

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年４月１日期首残高	968,749	917,698	4,594,446	△102	6,480,791
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△250,045		△250,045
親会社株主に帰属する当期純利益			679,784		679,784
自己株式の取得					－
自己株式の処分					－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	429,739	－	429,739
平成29年３月31日期末残高	968,749	917,698	5,024,185	△102	6,910,530

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
平成28年４月１日期首残高	163,630	△94,777	68,852	6,549,644
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△250,045
親会社株主に帰属する当期純利益				679,784
自己株式の取得				－
自己株式の処分				－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	35,033	26,143	61,176	61,176
連結会計年度中の変動額合計	35,033	26,143	61,176	490,916
平成29年３月31日期末残高	198,663	△68,633	130,029	7,040,560

貸借対照表

(平成29年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**3,628,639**	**流動負債**	**2,966,656**
現金及び預金	1,797,563	買掛金	203,089
営業未収入金	1,112,338	一年内返済予定の長期借入金	70,000
商品及び製品	50,185	リース債務	160,051
原材料及び貯蔵品	19,053	未払金	383,164
前払費用	411,188	未払費用	712,532
繰延税金資産	221,752	未払法人税等	371,578
その他	31,969	未払消費税等	118,975
貸倒引当金	△15,412	前受金	434,890
固定資産	**8,299,710**	預り金	43,528
有形固定資産	**4,235,412**	賞与引当金	468,845
建物	2,209,718	**固定負債**	**2,195,184**
構築物	42,082	リース債務	285,405
工具、器具及び備品	132,218	退職給付引当金	766,174
土地	1,438,938	預り保証金	68,743
リース資産	401,026	資産除去債務	1,074,861
建設仮勘定	11,427	**負債合計**	**5,161,841**
無形固定資産	**373,572**	**(純資産の部)**	
借地権	36,138	**株主資本**	**6,567,844**
ソフトウエア	98,120	**資本金**	**968,749**
ソフトウエア仮勘定	169,137	**資本剰余金**	**917,698**
のれん	6,224	資本準備金	917,698
その他	63,951	**利益剰余金**	**4,681,498**
投資その他の資産	**3,690,725**	利益準備金	17,388
投資有価証券	830,813	その他利益剰余金	4,664,109
関係会社株式	408,167	別途積立金	220,000
長期前払費用	60,508	繰越利益剰余金	4,444,109
繰延税金資産	254,797	**自己株式**	**△102**
差入保証金	2,129,589	**評価・換算差額等**	**198,663**
その他	17,600	その他有価証券評価差額金	198,663
貸倒引当金	△10,750	**純資産合計**	**6,766,507**
資産合計	**11,928,349**	**負債・純資産合計**	**11,928,349**

損 益 計 算 書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**19,972,619**
教育関連事業売上高	19,856,314	
不動産賃貸売上高	116,304	
売上原価		**14,588,891**
教育関連事業売上原価	14,492,675	
不動産賃貸売上原価	96,216	
売上総利益		**5,383,727**
販売費及び一般管理費		**4,448,694**
営業利益		**935,032**
営業外収益		
受取利息	3,063	
受取配当金	19,753	
受取保険料	3,766	
業務受託料	26,100	
広告掲載料	10,216	
その他	10,568	73,467
営業外費用		
支払利息	12,787	
固定資産除却損	16,922	
その他	7,357	37,068
経常利益		**971,432**
特別損失		
減損損失	11,275	11,275
税引前当期純利益		**960,156**
法人税、住民税及び事業税	438,000	
法人税等調整額	△72,919	365,080
当期純利益		**595,075**

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成28年４月１日期首残高	968,749	917,698	917,698	17,388	220,000	4,099,079	4,336,468	△102	6,222,814
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△250,045	△250,045		△250,045
当期純利益						595,075	595,075		595,075
自己株式の取得									－
自己株式の処分									－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	345,030	345,030	－	345,030
平成29年３月31日期末残高	968,749	917,698	917,698	17,388	220,000	4,444,109	4,681,498	△102	6,567,844

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成28年４月１日期首残高	163,630	163,630	6,386,444
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△250,045
当期純利益			595,075
自己株式の取得			－
自己株式の処分			－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	35,033	35,033	35,033
事業年度中の変動額合計	35,033	35,033	380,063
平成29年３月31日期末残高	198,663	198,663	6,766,507

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２９年５月１５日

株式会社早稲田アカデミー
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　飯畑史朗 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　林美岐 ㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社早稲田アカデミーの平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社早稲田アカデミー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２９年５月１５日

株式会社早稲田アカデミー
　取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　飯　畑　史　朗　㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　林　　美　岐　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社早稲田アカデミーの平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの第４３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、会計監査人が金融庁から受けた行政処分に対する改善計画等については、その進捗につき報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月23日

株式会社早稲田アカデミー　監査役会

常勤監査役(社外監査役)	山　口　芳　郎	㊞
常勤監査役	遠　藤　忠　雄	㊞
監　査　役(社外監査役)	小　山　剛　史	㊞
監　査　役(社外監査役)	原　口　昌　之	㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

・期末配当に関する事項

当社は、安定的な配当の維持を基本としつつ、収益状況に応じて配当性向も勘案の上、株主の皆様に利益配分を行うことを配当の基本方針としております。以上の方針を踏まえ、当期の期末配当につきましては、１株当たり普通配当20円とさせていただきたいと存じます。

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金20円とし、配当総額は166,696,860円といたしたいと存じます。

なお、中間配当金として１株当たり10円をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当金は１株当たり30円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1)取締役会の監督機能を高め、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るとともに、取締役会の業務執行の決定を取締役に委任することが可能となることにより、経営の意思決定及び執行の迅速性を向上させ、企業価値の更なる向上を目的として監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

(2)今後、経営体制の一層の充実が図れるよう、現行定款第27条第２項に定める役付取締役に新たに取締役副社長を追加するものです。
（変更案では第23条第２項）

(3)上記の変更に伴い、条数の整備を行うとともに字句の修正等の所要の変更を行うものです。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。
なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線部は変更部分を示します。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第３条　＜条文省略＞	第１条～第３条　＜現行どおり＞
（機関）	（機関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １　取締役会 ２　監査役 ３　監査役会 ４　会計監査人	第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １　取締役会 ２　監査等委員会 ＜削除＞ ３　会計監査人
第５条　＜条文省略＞	第５条　＜現行どおり＞
第２章　株式	第２章　株式
第６条～第９条　＜条文省略＞	第６条～第９条　＜現行どおり＞
（株主名簿管理人）	（株主名簿管理人）
第10条　＜条文省略＞ ２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 ３　＜条文省略＞	第10条　＜現行どおり＞ ２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって選定し、これを公告する。 ３　＜現行どおり＞

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（株式取扱規程） 第11条　当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第11条　当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める株式取扱規程による。
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第12条～第18条　＜条文省略＞	第12条～第18条　＜現行どおり＞
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は、６名以内とする。	（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、６名以内とする。
＜新設＞	２　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（取締役の選任方法） 第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。	（取締役の選任方法） 第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
２～３　＜条文省略＞	２～３　＜現行どおり＞
第21条　＜条文省略＞	第21条　＜現行どおり＞
（取締役の任期） 第22条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第22条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
＜新設＞	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	＜削除＞
＜新設＞	３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
＜新設＞	4　会社法第329条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
＜新設＞	（代表取締役及び役付取締役） 第23条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。
＜新設＞	2　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
（取締役会の議事録） 第23条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印する。	＜削除＞
第24条　　＜条文省略＞	第24条　　＜現行どおり＞
（取締役会の招集通知） 第25条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第25条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。	2　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第26条　　<条文省略>	第26条　　<現行どおり>
<新設>	（取締役への委任） 第27条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。
<新設>	（取締役会の議事録） 第28条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役は、これに記名押印する。
（代表取締役及び役付取締役） 第27条　代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。	<削除>
２　取締役会の決議により、取締役社長１名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	<削除>
第28条　　<条文省略>	第29条　　<現行どおり>
（取締役の報酬等） 第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第30条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役の責任免除） 第30条　　＜条文省略＞ 2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役の責任免除） 第31条　　＜現行どおり＞ 2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査等委員会
（監査役の員数） 第31条　当会社の監査役は、５名以内とする。	＜削除＞
（監査役の選任方法） 第32条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。	＜削除＞
2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	＜削除＞
（監査役の任期） 第33条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	＜削除＞
2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	＜削除＞
（監査役会の議事録） 第34条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した監査役は、これに記名押印する。	＜削除＞

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役会の招集通知） 第35条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	＜削除＞
（監査役会の決議方法） 第36条　監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。	＜削除＞
（常勤監査役） 第37条　監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤監査役を選定する。	＜削除＞
（監査役会規程） 第38条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	＜削除＞
（監査役の報酬等） 第39条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	＜削除＞
（監査役の責任免除） 第40条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	＜削除＞
２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	＜削除＞

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
＜新設＞	（監査等委員会の招集通知） 第32条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
＜新設＞	２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。
＜新設＞	（監査等委員会の決議方法） 第33条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。
＜新設＞	（監査等委員会の議事録） 第34条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した監査等委員は、これに記名押印する。
＜新設＞	（監査等委員会規程） 第35条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章　会計監査人 第41条～第42条　＜条文省略＞	第６章　会計監査人 第36条～第37条　＜現行どおり＞
（会計監査人の報酬等） 第43条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第38条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第７章　計算	第７章　計算
第44条～第47条　＜条文省略＞	第39条～第42条　＜現行どおり＞
	（付則）
	（監査役の責任免除に関する経過措置）
＜新設＞	１　当会社は、第43回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
＜新設＞	２　第43回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第２項の定めるところによる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行し、現取締役全員（５名）は、定款変更の効力が発生した時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の決議は、第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	古田信也 （昭和37年２月16日生）	昭和63年２月 当社入社 平成５年３月 教務部長就任 平成10年６月 取締役教務部長就任 平成11年４月 取締役運営本部副本部長兼教務部長就任 平成13年６月 取締役副本部長兼教務部長就任 平成20年５月 株式会社野田学園代表取締役社長就任 平成20年６月 常務取締役運営本部長兼教務部長就任 平成25年６月 専務取締役運営本部長兼個別進学館ブロック長就任 平成28年４月 代表取締役社長就任(現任)	6,100株
2	河野陽子 （昭和32年４月14日生）	昭和57年３月 当社入社 昭和60年９月 中村橋校校長就任 昭和62年９月 総務部長就任 平成12年４月 管理本部副本部長兼総務部長就任 平成13年６月 副本部長兼総務部長就任 平成17年６月 取締役副本部長兼総務部長就任 平成20年６月 取締役管理本部長兼総務部長就任 平成25年６月 常務取締役管理本部長兼総務部長就任 平成28年６月 専務取締役管理本部長兼総務部長就任（現任）	21,500株
3	山本豊 （昭和38年６月30日生）	昭和62年３月 当社入社 平成３年３月 早稲田校校長就任 平成７年10月 中央ブロック長就任 平成９年４月 運営部長就任 平成15年６月 取締役運営部長就任 平成20年６月 取締役運営本部副本部長兼運営部長就任 平成28年４月 取締役運営本部長就任 平成28年６月 常務取締役運営本部長就任 平成29年４月 常務取締役運営本部長兼運営部長就任（現任）	21,500株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	いとう　まこと 伊藤　誠 （昭和46年５月１日生）	平成６年３月 当社入社 平成９年３月 中野富士見町校校長就任 平成13年４月 本部ブロック長就任 平成21年４月 サクセス18ブロック長就任 平成26年４月 大学受験部長就任 平成28年６月 株式会社野田学園代表取締役社長就任（現任） 平成28年６月 取締役大学受験部長就任 平成29年４月 取締役教務本部長兼高校受験部長就任（現任） 教育事業本部管掌（現任）	1,000株
5	かわまた　まさはる 川又　政治 （昭和24年７月２日生）	昭和47年４月 株式会社東洋情報システム（現TIS株式会社）入社 平成３年２月 TOYO INFORMATION SYSTEMS(NY)CO.,LTD.取締役社長就任 平成８年11月 OBERON SOFTWARE,INC.取締役社長／CEO就任 平成13年１月 TIS R&D CENTER,INC.取締役社長就任 平成15年６月 株式会社エス・イー・ラボ常務取締役経営管理本部長就任 平成19年８月 TIS株式会社北京代表処首席代表就任 平成22年６月 TIS株式会社常勤監査役就任 平成26年６月 当社取締役就任（現任）	2,000株

（注）１．取締役候補者伊藤誠氏は、当社の100％出資子会社である株式会社野田学園の代表取締役社長を兼務しており、同社と当社は、校舎建物に関する賃貸借契約並びに管理業務及び予備校運営の支援業務に関する業務委託契約を締結しております。
２．その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．川又政治氏は、社外取締役候補者であります。
４．川又政治氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりです。
経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
５．川又政治氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。
６．当社は、川又政治氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める限度額となっており、川又政治氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
７．当社は、川又政治氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の決議は、第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	遠藤 忠雄 (昭和22年12月３日生)	昭和54年４月 ポップリベットファスナー株式会社経理課長就任 昭和59年５月 ゼニアジャパン株式会社入社 昭和62年４月 同社管理部長就任 平成８年７月 株式会社東京ゴム製作所入社／経理部グループ長就任 平成12年10月 当社入社／経理部長就任 平成25年４月 経理部所属主席専門職就任 平成25年６月 当社監査役就任（現任）	2,100株
2	原口 昌之 (昭和36年５月９日生)	平成８年４月 公認会計士登録 平成12年４月 弁護士登録 平成16年１月 原口総合法律事務所開設／代表就任（現任） 平成20年６月 当社監査役就任（現任） 平成23年10月 MRT株式会社社外監査役就任（現任）	―
3	新任 布施木 孝叔 (昭和30年３月３日生)	昭和51年９月 監査法人辻監査事務所入所 昭和58年３月 公認会計士登録 昭和63年６月 みすず監査法人社員就任 平成９年９月 みすず監査法人代表社員就任 平成19年７月 新日本監査法人代表社員就任 (現 新日本有限責任監査法人シニアパートナー)(現任) (平成29年６月22日退所予定)	―

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．原口昌之氏及び布施木孝叔氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。

３．原口昌之氏及び布施木孝叔氏を、監査等委員である社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

原口昌之氏は、弁護士・公認会計士として企業法務並びに財務・会計に精通しておられ、また、他の会社の社外監査役としての経験から、企業経営に関する見識を有しておられることから、監査等委員である社外取締役候補者として適任であると判断したためです。また、同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しました。

布施木孝叔氏は、公認会計士として永年にわたる監査法人での経験と企業経営を監査、監督する十分な見識を有しておられることから、監査等委員である社外取締役候補者として適任であると判断したためです。また、同氏はこれまで会社経営に直接関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しました。

4．原口昌之氏は現在、当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって９年となります。

5．当社は、遠藤忠雄氏並びに原口昌之氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める限度額となっており、両氏の選任が承認された場合、両氏との間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。
また、布施木孝叔氏の選任が承認された場合、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。

6．当社は、原口昌之氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
小山剛史 （昭和44年11月26日生）	平成６年３月 公認会計士登録 平成８年７月 小山公認会計士事務所所長就任（現任） 平成８年９月 有限会社小山経営コンサルティング代表取締役就任（現任） 平成11年９月 税理士登録 平成12年６月 当社監査役就任（現任）	900株

（注）１．小山剛史氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．小山剛史氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
３．小山剛史氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
公認会計士という立場から企業監査の経験が豊富であり、会計という専門分野に精通されていることから、適任であると判断したためです。
４．小山剛史氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める限度額となっております。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成12年６月29日開催の第26回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は５名（うち社外取締役１名）となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力を生じるものといたします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額30百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力を生じるものといたします。

第８号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、「基本報酬」及び「賞与」で構成されておりますが、新たに、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。）を対象に、業績目標の達成度等に応じて当社株式及び当社株式の換価処分相当額の金銭の交付又は給付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入につきご承認をお願いするものであります。

本制度の導入は、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を更に高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案は、第６号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」が承認された場合における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額（年額200百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、取締役に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」が原案どおり承認可決されますと４名となります。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1)本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です（詳細は下記(2)以降のとおり。）。

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）

②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限（下記(2)のとおり。）	・３事業年度を対象として、合計120百万円
当社株式の取得方法（下記(2)のとおり。）及び取締役が取得する当社株式等の数の上限（下記(3)のとおり。）	・当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない ・取締役に付与される１年当たりのポイントの総数の上限は、37,500ポイント ・取締役に付与される１年当たりのポイントの総数の上限に相当する株式数の当社発行済株式総数（平成29年３月31日時点。自己株式控除後。）に対する割合は約0.45％

③業績達成条件の内容（下記(3)のとおり。）	・中期経営計画に掲げる各事業年度の連結経常利益及び連結売上高の目標値に対する達成度に応じて変動

④取締役に対する当社株式等の交付等の時期(下記(4)のとおり。)	・原則として３事業年度毎

(2)当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する３事業年度（当初は、平成30年３月31日で終了する事業年度から平成32年３月31日で終了する事業年度までの３事業年度とし、本(2)第３段落の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各３事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とします。

当社は、対象期間ごとに合計120百万円を上限とする金員を、取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間３年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（本(2)第３段落の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。当社は、信託期間中、取締役に対するポイント（下記(3)のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の３事業年度を対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計120百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、120百万円の範囲内とします。

(3)取締役が取得する当社株式等の数の算定方法と上限

信託期間中の毎年６月１日に、同年３月31日で終了する事業年度（初回は平成30年３月31日で終了する事業年度。）における中期経営計画に掲げる業績目標値に対する達成度及び役位に応じて、以下の算定方法にしたがって、取締役に一定のポイントが付与されます※1。本制度により取締役に対して、ポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

※１　付与ポイント＝役位別基準ポイント×業績連動係数※2

※２　業績連動係数は、中期経営計画に掲げる各事業年度の連結経常利益及び連結売上高の目標値に対する達成率に基づき、決定します。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数の調整がなされます。

取締役に付与される1年当たりのポイントの総数は37,500ポイントを上限とします。

(4)取締役に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した取締役は、原則として対象期間終了直後の7月頃に、上記(3)に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役は、累積ポイントの50%に相当する数の当社株式（単元未満株式は切り捨て）について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、取締役が信託期間中に死亡した場合、その時点で付与されている累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。また、信託期間中に取締役が海外赴任により国内非居住者となった場合、その時点の累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、当該取締役が換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けます。

(5)当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6)本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、本信託終了時に残余が生じた場合には、取締役に対して給付されることになります。

(7)その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

なお、本制度の詳細については、平成29年5月25日付「役員向け業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

メ　モ

メ　モ

メ　モ

第43回定時株主総会会場ご案内図

会場　リーガロイヤルホテル東京
3階「ロイヤルホールⅡ」
東京都新宿区戸塚町一丁目104番地19
ＴＥＬ：03－5285－1121

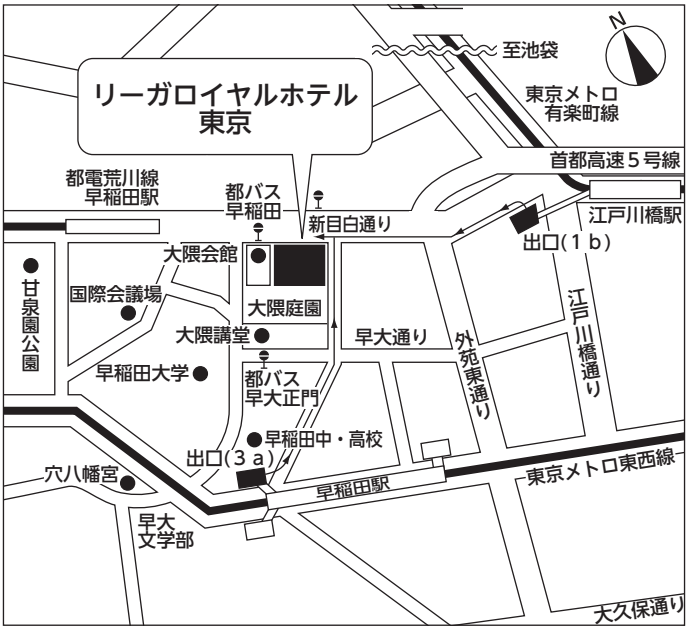

交通のご案内

都電荒川線早稲田駅より徒歩約３分
東京メトロ東西線早稲田駅３ａ出口より徒歩約10分
東京メトロ有楽町線江戸川橋駅１ｂ出口より徒歩約15分

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。